

社会福祉法人 ちいろば会  
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

**(目的及び意義)**

第1条 この規程は、社会福祉法人ちいろば会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**(定義等)**

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、役員のうち、この法人の代表権を有し理事会が定める日常業務の専決を行う者をいう。
- (3) 業務執行理事とは、役員のうちから定款第25条により選任された理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第7条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

**(報酬等の支給)**

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 この法人は役員及び評議員が行う以下の業務に対して報酬等を支給する。

- ①役員及び評議員が行う日常の専決事項のほか、定款もしくは定款施行細則で定められた継続的かつ定期的に執行する必要がある業務に対する報酬
- ②評議員の評議員会への出席、理事の理事会への出席等単発的に携わる業務に対する日当

4 役員ならびに評議員が本法人の職員等もしくは利用者等であり、前項1、2号の規定による業務を勤務時間等の中で行う場合においては、報酬等は支給しない。

**(報酬等の額の決定)**

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間60万円以内とする。
- 3 前条第3項第1号の報酬については、別表第1のとおり支給する。
- 4 前条第3項第2号の日当については、別表第2のとおり支給する。
- 5 別表第1、第2に定める金額、内容等の決定、改訂については、評議員会の決議によって定めるものとする。

#### (費用弁償の支給)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 この法人に常時勤務しない役員、評議員の通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員通勤手当に準ずる。
  - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

- 第6条 第4条第3項に規定する報酬等は、翌月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 第4条第4項に規定する報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は2017年 6月22日(評議員会の議決日)から施行する。

別表1 報酬表

1日	4時間以内	8,000円
1日	4時間以上	16,000円

別表2 日当表

1日	4時間以内	3,000円
1日	4時間以上	6,000円